

令和6年度運営指導の結果について

令和6年度において、居宅介護支援事業所4事業所に運営指導を実施しました。
主な指導内容は次のとおりとなります。

事業所運営における指導内容

- ・運営規程において、虐待の防止に関する規定が改正されていない事案がありました。「虐待防止委員会」及び「指針の整備」等の文言を追記するよう指導しました。

【規定例】

(虐待防止に関する事項)

第〇〇条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- ・重要事項説明書において、報酬単価又は加算が令和6年度改定前のままの事案がありました。

- ・業務継続計画（感染症）の策定を指導。※令和7年4月1日で未策定の場合は報酬減算となる。

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」と混同しているケースがありました。

※別のものとなりますのでご注意ください。

ケアプランの指導内容

- ・短期入所サービスが長期化しているケースで、毎月のモニタリングが実施されていなかったため指導を行いました。
- ・アセスメントシート、ケアプラン（短期目標切れ）が更新されておらず、また、サービス担当者会議の記録も不十分なため、作成および記録に残すよう指導を行いました。
- ・アセスメントからサービスの必要性が確認できず、ケアプランの見直しの指示を行いました。
- ・利用票交付の際、支援経過記録に交付された記載がないため、本人、家族に確認を行った旨の記録を残すよう指導を行いました。